

年 月 日

行政回収休止申請書

世田谷区長 あて

登録番号
団体名
代表者住所
代表者氏名

行政回収の休止にあたり、下記のとおり申請します。

記

品 目	区の集積所回収の最終日
新聞・雑誌類	年 月 日
段ボール	年 月 日
紙パック	年 月 日
缶	年 月 日
びん	年 月 日
ペットボトル	年 月 日

「行政回収休止申請書」の記入例と注意点

1. 内容

新規登録の際、行政回収を休止しなかったものの、活動開始後に休止することとなった場合や、休止する品目を追加する場合に、提出してください。

2. 休止にあたっての注意点

(1) 団体内の合意形成

行政回収を休止することを、団体内の皆さんに漏れなく周知し、合意を得るようにしてください。「区の回収が来ないのか？」というお問い合わせがあります。団体内の合意形成は時間をかけ、丁寧に行ってください。

(2) 休止する品目

休止する品目は、新聞・雑誌、段ボール、紙パック、缶、びん、ペットボトルです。回収ルートของ都合上、新聞と雑誌類はセットで休止となります。

(3) 行政回収の最終日

必ず、事前に管轄の清掃事務所に確認し、1ヶ月以上の余裕を持って記入してください。資源の日とペットボトルの日は異なりますので、ご注意ください。

【資源の日】……………新聞・雑誌類、段ボール、紙パック、缶、びん →毎週○曜日

【ペットボトルの日】…ペットボトル →毎月第(1・3又は2・4)○曜日

(4) コンテナについて

缶又はびんの行政回収を休止する場合、それまで使用していた青色(缶)や黄色(びん)のコンテナは区へ返却いただきます。代替コンテナを希望する場合は、緑色の集団回収用コンテナを支給いたしますので、管轄の清掃事務所へその旨お伝えください。

3. 提出先：管轄の清掃事務所

世田谷地域 北沢地域	世田谷清掃事務所	〒154-0011 世田谷区上馬5-21-13 電話 3425-3111
玉川地域	玉川清掃事務所	〒158-0092 世田谷区野毛1-3-7 電話 3703-2638
砧地域 烏山地域	砧清掃事務所	〒156-0056 世田谷区八幡山2-7-1 電話 3290-2151

行政回収休止申請書

世田谷区長 あて

行政による回収の休止は、事前に管轄
の清掃事務所に必ずご相談ください。

登録番号 **12345**
団体名 **〇〇マンション管理組合**
代表者住所 **世田谷区世田谷4-21-27-505**
代表者氏名 **理事長 北沢 二郎**

行政回収の休止にあたり、下記のとおり申請
記

区が収集する最終日を記入ください。

品目	区の集積所回収の最終日
新聞・雑誌類	年 月 日
段ボール	年 月 日
紙パック	年 月 日
缶	年 月 日
びん	年 月 日
ペットボトル	令和 〇 年 5 月 18 日